

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第二条関係）	11
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第三条関係）	13
○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）（第四条関係）	15
○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）（第五条関係）	17
○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）（第六条関係）	21
○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）（第七条関係）	23
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第八条関係）	24
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第九条関係）	25
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（第十条関係）	27
○ 地域再生法施行令（平成十七年政令第五百十一号）（抄）（第十一条関係）	42
○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第十二条関係）	44
○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（第十三条関係）	45
○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）（抄）（第十四条関係）	49
○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）（抄）（附則第五条関係）	51
○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）（抄）（附則第六条関係）	53
○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）（抄）（附則第七条関係）	54



<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第五章 財務</p> <p>第三節 収入</p> <p>（指定納付受託者等の要件）</p> <p>第百五十八条（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第五章 財務</p> <p>第三節 収入</p> <p>（指定納付受託者等の要件）</p> <p>第百五十七条の二（略）</p> <p>（歳入の徴収又は収納の委託）</p> <p>第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料</p> <p>二 手数料</p> <p>三 賃貸料</p> <p>四 物品売払代金</p> <p>五 寄附金</p>

六 貸付金の元利償還金

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

(削る)

第百五十八条の二 次に掲げる普通地方公共団体の歳入（第三号、第六号及び第七号に掲げる歳入にあつては、当該普通地方公共団体の規則で定めるものに限る。以下この条において「地方税等」という。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通

地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

一 地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

二 分担金

三 負担金

四 不動産売払代金

五 過料

六 損害賠償金（第八号に掲げる遅延損害金を除く。）

七 不当利得による返還金

八 第二号、第三号及び第五号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第四号及び前二号に掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により地方税等の収納の事務の委託を受けた者（次項及び第四項において「受託者」という。）は、納税通知書、納入通知書その他の地方税等の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、地方税等の収納をすることができない。

3 会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税等の収納の事務の状況を検査しなければならない。

4 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

5 監査委員は、第三項の検査について、会計管理者に対し報告を求める

ことができる。

6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により地方税等の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について準用する。

(誤払金等の戻入)

第五十九条 歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

(過年度収入)

第六十条 出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。

#### 第四節 支出

(支出事務の委託)

第六十五条の三 第六十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金(当該払戻金に係る還付加算金を含む。)については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。

(誤払金等の戻入)

第五十九条 歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

(過年度収入)

第六十条 出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。前条(第七十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。

#### 第四節 支出

(削る)

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第百六十五条の三 (略)

2・5 (略)

(小切手の償還)

第百六十五条の四 (略)

(支払を終わらない資金の歳入への組入れ又は納付)

第百六十五条の五 (略)

2・3 (略)

(誤納金又は過納金の戻出)

第百六十五条の六 (略)

(過年度支出)

第百六十五条の七 (略)

第六節 契約

2 前項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならぬ。

3 第百五十八条第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第百六十五条の四 (略)

2・5 (略)

(小切手の償還)

第百六十五条の五 (略)

(支払を終わらない資金の歳入への組入れ又は納付)

第百六十五条の六 (略)

2・3 (略)

(誤納金又は過納金の戻出)

第百六十五条の七 (略)

(過年度支出)

第百六十五条の八 (略)

第六節 契約

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第六十七條の八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

3・4 (略)

#### 第十節 雑則

(指定公金事務取扱者等の要件)

第七十三條 地方自治法第二百四十三條の二第一項、第五項及び第六項

(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 地方自治法第二百四十三條の二第一項に規定する公金事務(次号において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するこ

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第六十七條の八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

3・4 (略)

#### 第十節 雑則

(新設)



と。

(公金の徴収又は収納の委託)

第七十三條の二 地方自治法第二百四十三條の二の四第一項に規定する

政令で定めるものは、次に掲げる普通地方公共団体の歳入のうち、同法

第二百四十三條の二第二項に規定する指定公金事務取扱者(次項におい

て「指定公金事務取扱者」という。)が徴収することにより、その収入

の確保及び住民の便益の増進に寄与すると普通地方公共団体の長が認め

るものとする。

一 使用料

二 手数料

三 賃貸料

四 物品売払代金

五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号

までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 指定公金事務取扱者(歳入の徴収又は歳入等(地方自治法第二百三十

一條の二の二に規定する歳入等をいう。以下この項において同じ。)の

収納に関する事務の委託を受けた者に限る。)は、普通地方公共団体の

規則の定めるところにより、その徴収した歳入又はその収納した歳入等

を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電

磁的記録を含む。)を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理

(新設)

金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

(公金の支出の委託)

第七十三条の三 地方自治法第二百四十三条の二の六第一項に規定する政令で定めるものは、第六十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することのできる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。

2 第五十九条の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により歳出の支出に関する事務を委託した場合の精算残金を返納させるるときについて準用する。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第七十三条の四 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第

(新設)

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二

二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）

の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ〜ニ（略）

二（略）

2 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二（略）

3 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の条例（第二号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一・二（略）

三 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の

一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ〜ニ（略）

二（略）

2 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二（略）

3 地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例（第二号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一・二（略）

三 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に  
関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法人の経営状況等を説明する書類)

第百七十三条の五 (略)

2 (略)

(普通地方公共団体の規則への委任)

第百七十三条の六 (略)

附則

第七条 (略)

(削る)

4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の  
規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し  
必要な事項は、総務省令で定める。

(法人の経営状況等を説明する書類)

第百七十三条の二 (略)

2 (略)

(普通地方公共団体の規則への委任)

第百七十三条の三 (略)

附則

第七条 (略)

2| 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖  
地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に際し災  
害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(東  
京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という  
。)において施行する公共工事(当該公共工事が施行される区域が被災  
市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)に要する経費  
についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の三割」と  
あるのは、「当該経費の三割五分」とする。

改 正 後	改 正 前
<p>第四十四条 削除</p>	<p>第四十四条 法第五十六条第二項に規定する都道府県又は市町村（以下この条において「都道府県等」という。）の長は、同項に規定する費用（以下この条において「療育の給付等の費用」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>② 法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した療育の給付等の費用を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>③ 法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る療育の給付等の費用の収納の事務について検査することができる。</p>

第四十五条 指定都市において、法第五十九条の四第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

② (略)

第四十五条 指定都市において、法第五十九条の四第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

② (略)

改 正 後	改 正 前
<p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p> <p>第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第九十八条第一項、<u>第二百一十一條、第二百二十五條、第三百三十八條の二の二</u>、<u>第三百三十八條の三</u>、<u>第三百三十八條の四第二項</u>、<u>第八十条の二</u>、<u>第八十条の三</u>（事務の従事に係る部分に限る。）、<u>第八十条の四</u>、<u>第八十条の六</u>、<u>第八十条の七</u>、<u>第九十三條</u>（同法第二百二十七條第二項、<u>第四百一十一條第一項及び第六十六條第一項に係る部分を除く。</u>）、<u>第九十八條の四第三項</u>（同法第四項において準用する場合を含む。）、<u>第九十九條第九項、第十一項及び第十三項から第十五項まで</u>、<u>第二百三十一條第一項</u>、<u>第二百三十二條第二項</u>、<u>第二百三十八條の二</u>、<u>第二百三十八條の四第九項</u>、<u>第二百四十二條第一項</u>、<u>第四項</u>、<u>第五項</u>、<u>第八項及び第九項</u>、<u>第二百四十二條の二第一項</u>、<u>第二項第二号及び第四号並びに第七項</u>、<u>第二百四十二條の三第五項</u>、<u>第二百四十三條の二の七第一項</u>、<u>第二百五十條の十三第一項から第三項まで及び第七項</u>、<u>第二百五十條の十四第一項から第四項まで</u>、<u>第二百五十條の十五</u>、<u>第二百五十條の十六</u>、<u>第二百五十條の十七第一項</u>、<u>第二百五十條の十八第一項</u>、<u>第二百五十條の十九</u>、<u>第二百五十</u></p>	<p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p> <p>第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第九十八条第一項、<u>第二百一十一條、第二百二十五條、第三百三十八條の二</u>、<u>第三百三十八條の三</u>、<u>第三百三十八條の四第二項</u>、<u>第八十条の二</u>、<u>第八十条の三</u>（事務の従事に係る部分に限る。）、<u>第八十条の四</u>、<u>第八十条の六</u>、<u>第八十条の七</u>、<u>第九十三條</u>（同法第二百二十七條第二項、<u>第四百一十一條第一項及び第六十六條第一項に係る部分を除く。</u>）、<u>第九十八條の四第三項</u>（同法第四項において準用する場合を含む。）、<u>第九十九條第九項、第十一項及び第十三項から第十五項まで</u>、<u>第二百三十一條第一項</u>、<u>第二百三十二條第二項</u>、<u>第二百三十八條の二</u>、<u>第二百三十八條の四第九項</u>、<u>第二百四十二條第一項</u>、<u>第四項</u>、<u>第五項</u>、<u>第八項及び第九項</u>、<u>第二百四十二條の二第一項</u>、<u>第二項第二号及び第四号並びに第七項</u>、<u>第二百四十二條の三第五項</u>、<u>第二百四十三條の二第一項</u>、<u>第二百五十條の十三第一項から第三項まで及び第七項</u>、<u>第二百五十條の十四第一項から第四項まで</u>、<u>第二百五十條の十五</u>、<u>第二百五十條の十六</u>、<u>第二百五十條の十七第一項</u>、<u>第二百五十條の十八第一項</u>、<u>第二百五十條の十九</u>、<u>第二百五十一條第二</u></p>

一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定並びに地方自治法施行令第七十三条の四第一項（第一号ロに係る部分に限る。）

の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3・4 (略)

項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定並びに地方自治法施行令第七十三条第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3・4 (略)



改 正 後	改 正 前
<p>(削る)</p>	<p>(返還額等の収納の委託)</p> <p>第十一条 都道府県又は市町村（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第七十八条の三第一項の規定により返還額（同項に規定する返還額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）又は徴収額（同条第一項に規定する徴収額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>2   法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した返還額又は徴収額を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>3   法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る返還額又は徴収額の収納の事務について検査する</p>

<p>2 (略)</p> <p>(町村の一部事務組合等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第十三条 (略)</p>	<p>(大都市等の特例)</p> <p>第十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第八十四条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の二十九第一項から第五項までに定めるところによる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(町村の一部事務組合等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第十四条 (略)</p>	<p>4 前三項の規定は、都道府県等が法第七十八条の三第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する返還額の収納の事務を私人に委託する場合について、それぞれ準用する。</p> <p>(大都市等の特例)</p> <p>第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第八十四条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の二十九第一項から第五項までに定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>（法の適用の廃止）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三条の二の八の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うものとする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（法の適用の廃止）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三条の二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うものとする。</p> <p>（支出事務の委託）</p> <p>第二十一条の十一 第二十一条の五第一項第一号から第十四号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その支出の結果を管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 管理者は、その命じた職員に第一項の規定により地方公営企業の支出の事務の委託を受けた者の当該支出に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p>

(支出の方法)

第二十一条の十一 (略)

256 (略)

(小切手の償還)

第二十一条の十二 (略)

(随意契約)

第二十一条の十三 (略)

254 (略)

(入札保証金等)

第二十一条の十四 (略)

(出納取扱金融機関等における出納事務の取扱い)

第二十二條の四 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入通知書その他の納入に関する書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)に基づかなければ、地方公営企業の収入を収納することができない。

(支出の方法)

第二十一条の十二 (略)

256 (略)

(小切手の償還)

第二十一条の十三 (略)

(随意契約)

第二十一条の十四 (略)

254 (略)

(入札保証金等)

第二十一条の十五 (略)

(出納取扱金融機関等における出納事務の取扱い)

第二十二條の四 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入通知書その他の納入に関する書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)に基づかなければ、地方公営企業の収入を収納することができない。

255 (略)

(公金の徴収等の委託)

第二十六条の四 法第三十三条の二において読み替えて準用する地方自治法第二百四十三条の二の六第一項に規定する政令で定めるものは、第二十一条の五第一項第一号から第十四号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金(当該払戻金に係る還付加算金を含む。)とする。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十三条、第七十三条の二第二項及び第七十三条の三第二項の規定は、法第三十三条の二において地方自治法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第七十三条の二第二項中「普通地方公共団体の規則」とあるのは「管理規程」と、「指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関」とあるのは「出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関」と読み替えるものとする。

(地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け)

第二十六条の五 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第二百三十八条の四第二項から第五項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方

255 (略)

(公金の徴収又は収納の委託)

第二十六条の四 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その徴収し、又は収納した公金を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて、管理者又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 第二十一条の十一第三項の規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合について準用する。

(地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け)

第二十六条の五 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第二百三十八条の四第二項から第五項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方

自治法施行令第六十九條の二各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第二百三十八條の五第四項及び第五項の規定を準用する。

別表第一（第二十一條の十三關係）

自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十九條の二各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第二百三十八條の五第四項及び第五項の規定を準用する。

別表第一（第二十一條の十四關係）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保険料（第二十九条の七―第二十九条の二十二）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保険料（第二十九条の七―第二十九条の二十三）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（保険料の徴収の委託）</p> <p>第二十九条の二十三 市町村は、法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、世帯主の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>2 法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>3 法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保</p>

険料の徴収の事務について検査することができる。



<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（削る）</p>	<p>（<u>放置違反金収納事務の委託</u>）</p> <p>第十七条の八 都道府県は、<u>法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</u></p> <p>2   <u>法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県の規則の定めるところにより、その収納した放置違反金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を添えて、当該都道府県又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。</u></p> <p>3   <u>法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県は、当該委託に係る放置違反金の収納の事務について検査することができる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当等）                      第五条の二（略）                      2 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「期末手当等」に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、報酬等（前条第二項第一号から第五号までに掲げる職員にあつては当該各号に定める報酬又は給与をいい、同項第六号に掲げる職員にあつては同法第二百三条の二第四項に規定する期末手当又は勤勉手当をいう。）のうち同法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。</p>	<p>（期末手当等）                      第五条の二（略）                      2 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「期末手当等」に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、報酬等（前条第二項第一号から第五号までに掲げる職員にあつては当該各号に定める報酬又は給与をいい、同項第六号に掲げる職員にあつては同法第二百三条の二第四項に規定する期末手当をいう。）のうち同法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第六章 保険料（第三十八条―第四十五条の六）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第六章 保険料（第三十八条―第四十五条の七）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（保険料の収納の委託）</p> <p>第四十五条の七 市町村は、法第百四十四条の二に規定する保険料の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>2 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>3 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係</p>

る保険料の収納の事務について検査することができる。

(大都市等の特例)

第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十一の四に定めるところによる。

2  
(略)

(大都市等の特例)

第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の三十一の四に定めるところによる。

2  
(略)

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後		<p>（地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え）</p> <p>第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二の七第一項を除く。）の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第二百四十三条の二第十項</p>	<p>第二百四十三条の二第十項</p>	<p>監査委員</p> <p>会計管理者</p>	<p>（略）</p>	
<p>第二百四十三条の二第八項及び第九項</p>	<p>第二百四十三条の二第八項及び第九項</p>	<p>会計管理者</p>	<p>（略）</p>	
<p>第二百四十二条の三第五項</p>	<p>第二百四十二条の三第五項</p>	<p>合併特例区の長</p>	<p>（略）</p>	
<p>第二百四十二条の二</p>	<p>第二百四十二条の二</p>	<p>合併特例区の長</p>	<p>（略）</p>	
<p>第二百四十三条の二</p>	<p>第二百四十三条の二</p>	<p>合併市町村の監査委員</p> <p>合併特例区の長</p>	<p>（略）</p>	
<p>第二百四十三条の二</p>	<p>第二百四十三条の二</p>	<p>合併特例区の区域内に住民</p>	<p>（略）</p>	

		改 正 前		<p>（地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え）</p> <p>第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二の七第一項を除く。）の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	

二の五第一項第一号	第二百四十三条の規則	住所を有する者
	二の六第三項 会計管理者	
第二百四十三条の二の七第一項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第二百四十三条の二の七第二項	(略)	(略)
	(略)	(略)

第二百四十三条の二第二項	議会議決をしようとする	普通地方公共団体の長	合併特例区に
		普通地方公共団体の長	合併特例区に
第二百四十三条の二第一項	普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の普通地方公共団体の長等	普通地方公共団体は	合併特例区の長は
		普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の普通地方公共団体の長等	合併特例区の長又は

第二百四十三條の 第四項	第二百四十三條の 二の八第三項及び 第四項	第二百四十三條の 二の八第一項	第二百四十三條の 二の七第三項		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

第二百四十三條の 第四項	第二百四十三條の 二の二第三項及び 第四項	第二百四十三條の 二の二第一項	第二百四十三條の 二第三項		監査委員 聴かなければ	監査委員
監査委員が	監査委員	規則 計管理者の事務	監査委員		合併市町村の長に報告しなければならぬものとし、合併市町村の長は、当該合併特例区規則の制定又は改廃について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければ	合併市町村の監査委員 聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならぬものとし、合併市町村の長は、当該合併特例区規則の制定又は改廃について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければ

二の八第八項						二の八第八項
第二百四十三條の 二の八第九項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二の二第八項						二の二第八項
第二百四十三條の 二の二第九項	監査委員	その意見を付けて議会の に付議しなければ	あらかじめ監査委員	得て	議会の	が
合併市町村の監査委員	報告しなければ	合併市町村の長は、当該 賠償責任の全部又は一 部の免除について、合 併市町村の議会の議決 を経ようとするときは 、あらかじめ当該意見 を合併市町村の議会に 報告しなければ	あらかじめ合併市町村の 監査委員	認を受けて	合併特例区協議会の 得た上で、合併市町村 の議会の議決を経てす る合併市町村の長の承 認を受けて	合併特例区協議会の



(略) (略) (略)

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三  
条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第四百五十二条（  
第一項第一号に係る部分を除く。）、第五百五十四条から第六十条まで  
、第六十一条から第六十五条の七まで、第六十六条の二から第六  
六十七条の十七まで、第六十六条の六、第六十六条の七第一項及び  
第三項、第六十六条から第六十九条の七まで、第七十条の二、第  
百七十条の四、第七十条の五第一項及び第二項前段、第七十一条か  
ら第七十一条の六まで、第七十一条の七第一項及び第二項並びに第  
百七十二条から第七十三条の六までの規定は、合併特例区の財務につ  
いて準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九条の  
二第一号、第七十三条の四及び第七十三条の六の規定を除く。）中  
「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、  
次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削る)		

(略) (略) (略)

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百十三  
条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第四百五十二条（  
第一項第一号に係る部分を除く。）、第五百五十四条から第五十八条ま  
で、第五十八条の二（第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分  
を除く。）、第五百五十九条、第六十条、第六十一条から第六十五  
条の八まで、第六十六条の二から第六十七条の十七まで、第六十八  
条の六、第六十八条の七第一項及び第三項、第六十九条から第六  
十九条の七まで、第七十条の二、第七十条の四、第七十条の五第  
一項及び第二項前段、第七十一条から第七十一条の六まで、第七  
十一条の七第一項及び第二項並びに第七十二条から第七十三条の三  
までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において  
、これらの規定（同令第六十九条の二第一号、第七十三条及び第七  
十三条の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「  
合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え  
るものとする。

(略)	(略)	(略)
項	第五十八条第一	住民
第五十八条第三	規則	合併特例区の区域内に 住所を有する者
		合併特例区規則

第二項	第百六十五條の三	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	----------	-----	-----	-----	-----

第二項	第百六十五條の四	第二項	第百六十五條の三	(略)	第五項	第百五十八條の二	第三項及び第四項	第百五十八條の二	第一項	第百五十八條の二	項	第百五十八條第四項	項
指定金融機関又は指定	会計管理者	会計管理者	規則	(略)	監査委員	会計管理者	会計管理者	規則	規則	会計管理者	会計管理者	扱金融機関 関若しくは収納事務取 扱金融機関	会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関
出納取扱金融機関	合併特例区の長	合併特例区の長	合併特例区規則	(略)	合併特例区の長 委員	合併特例区の長	合併特例区の長	合併特例区規則	合併特例区規則	合併特例区の長	合併特例区の長	合併特例区の長	合併特例区の長又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関

第七	<p>第百六十五條の三 第三項</p> <p>第百六十五條の三 第五項</p> <p>第百六十五條の四 第百六十五條の五 第三項</p> <p>(略)</p> <p>第百六十七條の十</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
七	<p>第百六十七條の十</p> <p>る</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<p>合併特例区協議会の同意を得た合併特例区規則で定めるものとする。この場合において、当該合併特例区規則は、合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けなければ、そ</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七	<p>第百六十五條の四 第三項</p> <p>第百六十五條の四 第五項</p> <p>第百六十五條の五 第百六十五條の六 第三項</p> <p>(略)</p> <p>第百六十七條の十</p>	<p>職員</p> <p>代理金融機関</p>	<p>職員</p> <p>合併特例区の長及び合併特例区協議会の構成員</p>
七	<p>第百六十七條の十</p> <p>る</p>	(略)	(略)
	<p>合併特例区協議会の同意を得た合併特例区規則で定めるものとする。この場合において、当該合併特例区規則は、合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない</p>	<p>代理金融機関</p> <p>指定金融機関又は指定市町村</p> <p>会計管理者</p> <p>合併特例区</p> <p>合併特例区の長</p> <p>出納取扱金融機関</p>	<p>合併特例区の長及び合併特例区協議会の構成員</p> <p>合併特例区</p> <p>合併特例区の長</p> <p>出納取扱金融機関</p>

(略) 第七十一条の五 及び第七十一条 の六第一項	(略)	の効力を生じない
第七十三条の二 第一項	住民	合併特例区の区域内に 住所を有する者
第七十三条の二 第二項	規則	合併特例区規則
第七十三条の四 第一項	(略) 会計管理者又は指定金 融機関、指定代理金融 機関、収納代理金融機 関若しくは収納事務取 扱金融機関	合併特例区の長又は出 納取扱金融機関若しく は収納取扱金融機関

(略) 第七十一条の五 及び第七十一条 の六第一項	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
第七十三条第一 項	次の	合併特例区又は合併市 町村から同項の損害を 賠償する責任（第三項 及び第四項において「 合併特例区の長等の損 害賠償責任」という。 ）の原因となった行為 を行った日を含む会計 年度において在職中に

	同項
	市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条

	同項
<p>支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。）に次の</p>	市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条

<p>第七十三條の四 第一項第一号</p>	<p>地方警務官（警察法第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。） 以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三條の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>の二の七第一項</p>	
						（略）
						（略）
						（略）

<p>第七十三條第一 項第一号</p>	<p>地方警務官（警察法第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。） 以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三條の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度にお</p>	<p>当該各号に定める</p>	<p>普通地方公共団体の長等（普通地方公共団体の長等）</p>	<p>普通地方公共団体の長等（普通地方公共団体の長等）</p>	<p>の二第一項</p>	
						を乗じて得た
						それぞれ次に定める数
						を乗じて得た

---

---

において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ

---

---

---

---

いて在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に

---

---

	次に定める数を乗じて 得た額	
第七十三条の四 第一項第二号	(略)	(略)
	定める数を乗じて得た 額	合併特別区の職員一
第七十三条第一 項第二号	地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号に	



				<p>第百七十三条の四 第二項</p>	
				<p>第百七十三条の四 第三項</p>	
(略)	(略)	(略)	<p>地方自治法第百四十三 条の二の七第一項の 条例</p>	(略)	
(略)	(略)	(略)	<p>市町村の合併の特例に 関する法律第四十七条 において準用する地方 自治法第百四十三 条の二の七第一項の合併 特例区規則</p>	(略)	

				<p>第百七十三条第二 項</p>	
				<p>第百七十三条第三 項</p>	
<p>の長等</p>	<p>普通地方公共団体にお ける普通地方公共団体 の長等</p>	<p>は</p>	<p>普通地方公共団体の長</p>	<p>「一部免責条例</p>	<p>において「地方警務官の 基準給与年額」という 。に、次に掲げる地 方警務官の区分に応じ 、それぞれ次に定める 数を乗じて得た額</p>
<p>併特例区の長等</p>	<p>合併特例区における合 併特例区の長等</p>		<p>合併特例区の長は</p>	<p>「一部免責合併特例区 規則</p>	<p>合併特例区の長等の基 準給与年額</p>
			<p>区規則</p>	<p>市町村の合併の特例に 関する法律第四十七条 において準用する地方 自治法第百四十三 条の二第一項の合併特例 区規則</p>	

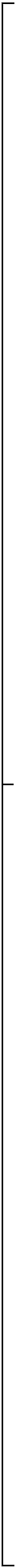
2  
(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第六十七条の十七に規定する合併特例区規則を制定した場合について準用する。



改 正 後	改 正 前
<p>第十三条 削除</p>	<p>第十三条 認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下この条において同じ。）は、法第十七条の八第一項の負担金（以下この条において単に「負担金」という。）及び同条第四項の延滞金（以下この条において単に「延滞金」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、受益事業者（法第十七条の七第三項に規定する受益事業者をいう。）の見やすい方法により公表しなければならぬ。</p> <p>2 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務の委託を受けた者は、認定市町村の規則の定めるところにより、その収納した負担金及び延滞金を、その内容を示す計算書を添えて、当該認定市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八條に規定する当該認定市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>3 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、認定市町村は、当該委託に係る負担金及び延滞金の収納の事務について検査するこ</p>

とができる。

改 正 後	改 正 前
<p>第三十三条 削除</p>	<p>第三十三条 市町村は、法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>2 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>3 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>附則</p> <p>第八条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（保育料の徴収の委託）</p> <p>第八条 法附則第六条第四項に規定する市町村の長は、同条第五項の規定により同条第四項に規定する額（以下この条及び次条において「保育料」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>2 法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>3 市町村は、法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、当該委託に係る保育料の収納の事務について検査することができる。</p>

(保育料の徴収に係る技術的読替え)

第九条 法附則第六条第四項の規定により市町村の長が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

児童福祉法第五十六 条第六項	保育所又は幼保連携型 認定こども園の	保育所(第一号に掲げ る乳児又は幼児につい ては、都道府県又は市 町村が設置するものに 限る。以下この項にお いて同じ。)又は幼保 連携型認定こども園の	(略)	(略)	児童手当法第二十 一条第二項
			(略)		児童福祉法第二十 一条第二項
			(略)		児童福祉法第五十六 条第六項各号又は第七 項各号
			(略)		子ども・子育て支援法 施行令(平成二十六年 政令第二百十三号)附 則第九条の規定により 読み替えられた児童福 祉法第五十六條第六項

(保育料の徴収に係る技術的読替え)

第九条 法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

児童福祉法第五十六 条第七項	保育所又は幼保連携型 認定こども園の	保育所(第一号に掲げ る乳児又は幼児につい ては、都道府県又は市 町村が設置するものに 限る。以下この項にお いて同じ。)又は幼保 連携型認定こども園の	児童手当法第二十 一条第一項	その他これ	児童手当法第二十 一条第二項
					児童福祉法第二十 一条第二項
					児童福祉法第五十六 条第七項各号又は第八 項各号
					子ども・子育て支援法 施行令(平成二十六年 政令第二百十三号)附 則第九条の規定により 読み替えられた児童福 祉法第五十六條第七項



<p>児童手当法第二十条第一項</p>	<p>場合又は同法第五十六条第六項若しくは第七項</p>	<p>各号又は児童福祉法第五十六条第七項各号</p>	<p>場合若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により費用を徴収する場合又は子ども・子育て支援法施行令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第六項若しくは児童福祉法第五十六条第七項</p>
<p>を払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第六項若しくは第七項</p>	<p>若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る満三歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この</p>	<p>若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る満三歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この</p>	<p>若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る満三歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この</p>
<p>児童手当法第二十条第一項</p>	<p>場合又は同法第五十六条第七項若しくは第八項</p>	<p>各号又は児童福祉法第五十六条第八項各号</p>	<p>場合若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により費用を徴収する場合又は子ども・子育て支援法施行令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項若しくは児童福祉法第五十六条第八項</p>
<p>を払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第七項若しくは第八項</p>	<p>若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る満三歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この</p>	<p>若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る満三歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この</p>	<p>若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る満三歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この</p>

	<p>～又は同法第五十六条第六項若しくは第七項</p>	<p>項において同じ。～又は同令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第六項若しくは児童福祉法第五十六条第七項</p>
<p>(内閣府令への委任)</p> <p>第十条 法附則第六条第一項及び第三項から第六項まで並びに附則第六条並びに前条に規定するもののほか、法附則第六条第一項の規定による委託費の支払に関し必要な経過措置は、内閣府令で定める。</p>	<p>～又は同法第五十六条第七項若しくは第八項</p>	<p>項において同じ。～又は同令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項若しくは児童福祉法第五十六条第八項</p>
<p>(内閣府令への委任)</p> <p>第十条 法附則第六条第一項及び第三項から第七項まで並びに附則第六条並びに前二条に規定するもののほか、法附則第六条第一項の規定による委託費の支払に関し必要な経過措置は、内閣府令で定める。</p>		

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）（抄）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後
(略)	読み替える新児童手当法の規定	<p>（児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第八条の規定による整備法第三十六条の規定による改正後の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「新児童手当法」という。）第二十一条及び第二十二條の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
(略)	読み替えられる字句	
(略)	読み替える字句	
		改 正 前
第二十一条第二項	読み替える新児童手当法の規定	<p>（児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第八条の規定による整備法第三十六条の規定による改正後の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「新児童手当法」という。）第二十一条及び第二十二條の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
児童福祉法	読み替えられる字句	
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に	読み替える字句	

			第二十二條第一項	
(略)	(略)	同法第五十六條第六項		
(略)	(略)	第五十六條第六項	読替え後の児童福祉法	
			第二十二條第一項	
同条第二項	同法第五十六條第二項	同法第五十六條第七項		
第二項 児童福祉法第五十六條	第二項 児童福祉法第五十六條	第五十六條第七項	読替え後の児童福祉法	関する法律（平成二十四年法律第六十七号） 第八条の規定により読み替えられた児童福祉法（次条第一項において「読替え後の児童福祉法」という。）

○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）</p> <p>第十条（略）</p> <p>259（略）</p> <p>10 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第六十七条の二第一項（第九号に係る部分に限る。）<u>、第三項及び第四項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項（第九号に係る部分に限る。）</u>、第三項及び第四項の規定の例により、随意契約によることができる。</p> <p>11・12（略）</p> <p>13 第十一項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、地方自治法施行令第六十七条の二第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第二項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の第十三第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（随意契約）</p> <p>第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自</p>	<p>（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）</p> <p>第十条（略）</p> <p>259（略）</p> <p>10 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第六十七条の二第一項（第九号に係る部分に限る。）<u>、第三項及び第四項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第九号に係る部分に限る。）</u>、第三項及び第四項の規定の例により、随意契約によることができる。</p> <p>11・12（略）</p> <p>13 第十一項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、地方自治法施行令第六十七条の二第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第二項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の第十四第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（随意契約）</p> <p>第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自</p>

治法施行令第六十七條の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一〇五（略）

六 建築物の設計を目的とする契約をする場合であつて、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第二号又は地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項第二号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

2 特定地方公共団体の締結する特定調達契約につき地方自治法施行令第六十七條の二第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定により随意契約による場合には、地方自治法施行令第六十七條の二第四項及び地方公営企業法施行令第二十一条の十三第四項の規定は、適用しない。

治法施行令第六十七條の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一〇五（略）

六 建築物の設計を目的とする契約をする場合であつて、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第二号又は地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第二号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

2 特定地方公共団体の締結する特定調達契約につき地方自治法施行令第六十七條の二第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定により随意契約による場合には、地方自治法施行令第六十七條の二第四項及び地方公営企業法施行令第二十一条の十四第四項の規定は、適用しない。

改 正 後	改 正 前
<p>(削る)</p>	<p>(収納の特例)</p> <p>第九条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定とする。</p> <p>2 法第十条の規定により法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務については、特別法人事業税に係る徴収金を地方自治法施行令第百五十八条の二第一項第一号に掲げる地方税とみなして、同項から同条第三項まで及び同条第六項の規定を適用する。</p>

<p>改 正 後</p>	<p>（削る）  第十條（略）  （事務の区分）</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（収納の特例） 第十條 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定とする。 2 法第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係る徴収金を地方自治法施行令第百五十八条の二第一項第一号に掲げる地方税とみなして、同項から同条第三項まで及び同条第六項の規定を適用する。</p> <p>第十條（略）  （事務の区分） 第十一條（略）</p>